

## 庄内南部地区合併協議会規約に関する確認書

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町は、庄内南部地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項及び第14条に規定する構成市町村の長が協議して定める事項について協議し、次のとおり確認した。

1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長に鶴岡市長 富塚陽一氏を選任する。

副会長に三川町長 佐藤京一氏、鶴岡市議会議長 本城昭一氏及び櫛引町議会議長 遠藤純夫氏を選任する。

2 規約第14条に規定する監査委員について

監査委員は、朝日村監査委員 難波鉄雄氏及び羽黒町監査委員 清野均氏に委嘱する。

この協議の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成14年10月10日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 阿部千昭

三川町長 佐藤京一

朝日村長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明